



令和元年 11 月 15 日

安曇野市長 宮 澤 宗 弘 様

安曇野市特別職報酬等審議会
会 長 中 野 武

市議会議員の報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和元年 8 月 19 日付け 1 職第 533 号で、貴職から諮問のあった市議会議員の報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、本審議会は令和元年 8 月 19 日、9 月 24 日、10 月 17 日の 3 回にわたり慎重に審議を行いました。
その結果について、下記のとおり答申します。

記

1 本文

市議会議員の報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「特別職の報酬等の額」という。）については、それぞれ次のとおり据え置きとすることが適当である。

(1) 市議会議員の報酬の額

議 長	月額	4 5 9 , 0 0 0 円
副 議 長	月額	3 8 3 , 0 0 0 円
議 員	月額	3 6 0 , 0 0 0 円

(2) 政務活動費の額

政務活動費	年額	1 2 0 , 0 0 0 円
-------	----	-----------------

(3) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市 長	月額	9 2 8 , 0 0 0 円
副 市 長	月額	7 6 8 , 0 0 0 円
教 育 長	月額	6 5 4 , 0 0 0 円

2 答申理由等

(1) はじめに

安曇野市が誕生して15年目を迎えた。この間、市議会議員の報酬及び政務活動費の額については、平成29年度安曇野市特別職報酬等審議会（以下「前審議会」という。）において審議が行われているが、市長、副市長及び教育長の給料の額については、合併協議会において「同規模の自治体の額を基本に調整する」とした協定事項に基づき報酬等の額が決定されて以降、これまで審議は行われていない。

また、前審議会の答申で「審議会における審議では、市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の適正な水準について、併せて審議するとともに定期的な審議を行うこと。」との付帯意見が付されている。

このことから本審議会では、これまでの経過及び現下の経済・社会情勢の変化や本市の財政状況、一般職の給与改定状況などを総合的に勘案し、特別職の報酬等の額について適正な水準等を審議した。

(2) 見直しの検討に当たっての視点

本審議会における見直しの検討に当たり、次に掲げる事項を踏まえて審議をした。

ア 国の特別職の俸給の改定状況及び本市の一般職の給料の改定状況

イ 人口、産業構造が同規模である市の同一グループ（以下「類似団体市」という。）及び県内市との人口、財政状況等

ウ 前審議会の市議会議員の報酬の額に係る審議結果

エ 前審議会の政務活動費の額に係る審議結果

オ 現下の経済・社会情勢の変化や本市を取り巻く財政状況等

(3) 検討結果

ア 市議会議員の報酬の額

本市の市議会議員の報酬の額は、全国の類似団体市（69市）で比べると議長は28位、副議長は42位、議員は40位とやや低位にあるものの、県内市（19市）で比べると議長は9位、副議長は10位、議員は7位で、概ね中位になっており、人口規模で見ると、現在の水準が他市との均衡を欠く状況にはない。

また、市議会議員の報酬の額を据え置きとした前審議会以降本市の一般職の職員の給与改定の状況は、人事院勧告に準拠して累計改定率0.31パーセントの引き上げが行われているが、県内の人口同規模他市では、市議会議員の報酬額の改定がされていないことなどを総合的に勘案すると現時点では見直す状況にないと判断し、据え置きが適当との結論に至った。

イ 政務活動費の額

本市の政務活動費の額は、全国の類似団体市（69市）で比べると48位とやや低位にあるものの県内市（19市）で比べると8位で中位になっており、現在の水準が他市との均衡を欠く状況にはない。

前審議会の答申を踏まえ、平成30年4月1日から年額120,000円へ30,000円の増額改定をしているが、平成30年度の実績報告の調査では、残額が生じている会派も見受けられた。

しかし、現状では実績報告が1年分（平成30年度）であるため、次年度以降複数年での実績を踏まえて検証すべきであると判断し、現時点では据え置きが適当との結論に至った。

ウ 市長、副市長及び教育長の給料の額

本市の市長等の給料の額は、全国の類似団体市（69市）で比べると市長及び副市長は9位、教育長は18位、県内市（19市）で比べると市長及び副市長は5位、教育長は8位で多くが上位となっているが、人口規模で見ると現在の水準が他市との均衡を欠く状況にはない。

また、市長等の給料の額を決定した平成18年度以降国の特別職の俸給の改定状況は、累計改定率マイナス2.91パーセントの引き下げが行われている一方で本市の一般職の職員の給与改定は、人事院勧告に準拠して累計改定率0.82パーセントの引き上げが行われている。

そのほか、市長等は、市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例により、平成22年4月から25年10月まで市長は20パーセント、副市長は10パーセント、教育長は5パーセントの自主的給料減額措置が講じられてきたという実情がある。

平成17年10月の安曇野市発足以降これまで審議が行われてこなかったが、県内他市の市長等の給料のこれまでの改定経過などを考慮すると現時点において見直す状況にないと判断し、据え置きが適当との結論に至った。

3 付帯意見

（1）審議会での定期的な審議

市長、副市長及び教育長の給料の額については、安曇野市発足以来、今回初めて審議会の審議に付された。このことから、安曇野市特別職報酬等審議会条例に基づく、特別職の報酬等の額のすべての審議が行われたことになる。

県内他市における審議は、毎年又は必要に応じてなどの様々な状況にあるが、本市においては、市民の意見や経済・社会情勢の変化などを踏まえた適正な水準額の確保に向けて、市長等の任期中に1回は審議を行うことが必要と考える。

安曇野市特別職報酬等審議会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

役職名	氏名
	尾 基 ゆ み
会長代理	清 澤 仁 一
	高 橋 秀 生
	筒 井 年 恵
会 長	中 野 武
	林 順 康
	藤 松 兼 次
	藤 原 光 男
	丸 山 学
	横 山 実